

映画鑑賞団体全国連絡会議・規約

総則

この会は、映画を愛好し、日本映画がすぐれた文化・芸術として発展していくことをねがって活動する映画鑑賞団体の全国連絡組織です。

この会は、よい映画を安く、自由に鑑賞したいという映画愛好者の要求を実現するために団体間の共同をつよめ、映画を見るよろこびをより多くの人のものにするために連帯をふかめることを目的とします。そのために、諸分野の映画人、映画団体、その他の友誼団体と協力関係をひろめます。

第一条 この会は、映画鑑賞団体

全国連絡会議（略称『全国映画連』）といい、事務所を京都におきます。

第二条

この会は、会規約に賛同し、会費を納入した加盟組織によって構成します。加盟には運営委員会の承認が必要で、一年以上会費が納入されない場合には退会したものとみなします。

第三条

この会は、『総則』の目的を達成するために下記の事業を行います。

- 一、優秀映画の選奨と鑑賞・普及活動
- 二、全国的、地域的な学習・交流の場として、映画大学

全国映画の仲間学習交流集会（フェスティバル）などの開催

三、ベストテンの選出

四、機関紙その他の出版物の発行

五、その他必要な活動

第四条

この会は、次の機関をおきます。

一、総会

総会は会の決議機関で年一回加盟組織の代表によって開催します。また、運営委員会が必要と認めるときは臨時にひらくことができます。

二、運営委員会

運営委員会は第五条一、四項の役員で構成し総会の

決定にもとづき、会の日常運営にあたります。

第五条

この会は、下記の役員をおき、総会で選出します。

一、代表委員

二、運営委員

三、事務局長

四、事務局次長

五、会計監査

第六条

この会は、運営委員会の必要におうじて顧問を委嘱します。

第七条

事務局は、運営委員会の決定にしたがい、その日常業務を担当します。

第八条

この会の財政は、会費その他の収入によって賄います。会費の額は運営委員会で決定し、総会の承認をうけます。

ただし、映画大学、全国映画の仲間学習交流集会（フェスティバル）は、特別財政とします。

第九条

この会の会計年度は、一月より十二月までとし、会計報告は会計監査の承認を得て総会で行ないます。

第十条

規約の改廃は、総会で行なわれます。

付則

この規約は一九九三年四月四日から改正実施します。

一九九三年四月現在の会費は月額一〇〇〇円、年度分まとめて納入します。